

2

マイナンバー(社会保障・税番号) 制度が始まります!

My Number

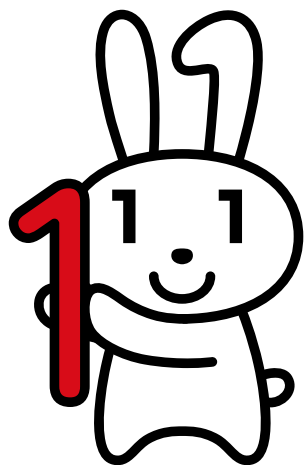
◆マイナンバーとは?

10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号です。原則として、一度指定されたマイナンバーは、生涯変わりません。

◆こんなときに必要です

平成28年1月から、税・社会保障など、法律で定められた特定の手段において、マイナンバーの記載・提示が必要となります。

【例えば】勤務先に提出する扶養控除申告書に記入、児童手当の現況



マイナンバー

届に記入、年金の裁定請求時に提示など。

◆マイナンバーの通知カードが届きます

10月以降順次、マイナンバーが記載された「通知カード」が皆さんのところへ簡易書留で届きます。



▲マイナンバーの通知カード(見本)

「通知カード」は、マイナンバーを提示する手続の際に必要となります。なくさないように、大切に保管してください。

◎留意事項

- 原則として、住民票に記載された世帯ごと、同じ封筒で届きます。
- 現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合は、通知カードを確実にお届けするため、9月末までに住民票の異動手続をお願い

います。

- 東日本大震災の被災者やDV・児童虐待等の被害者で、住民票の住所以外の場所にお住まいの方や、医療機関や施設などに入院・入所され、住所地に誰も居住していない方は、申請により送付先を変更することができ（9月25日(金)期限）。詳しくは市民課へお問い合わせください。
- 通知カードの再交付は、有料となる予定です。

◎「個人番号カード」の申請

また、「通知カード」の封筒には、「個人番号カード」の申請書が同封されています。「個人番号カード」は、希望される方の申請により、平成28年1月から交付を受けることができます。

◎「通知カード」と「個人番号カード」の違い

「個人番号カード」は、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・マイナンバーが記載され、ICチップが搭載

◎マイナンバー制度コールセンター【日本語窓口】 ☎0570(20)0178
 【外国語窓口】 ☎0570(20)0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)
 ① <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
 ◎田原市へのお問い合わせ
 ・制度に関すること ▼ 総務課 ☎23局35006
 ・カードに関すること ▼ 市民課 ☎23局3511

▲QRコード(内閣官房ホームページへ)

されています。そのため、本人確認用の身分証明書として使用できるほか、自治体が条例で定めるサービスに利用できます。

◆住民基本台帳カード・電子証明書(住基カード向け)の発行を終了

12月28日(月)で、住民基本台帳カードの発行業務は終了します。

また、住基カード向け公的個人認証サービス電子証明書の発行業務は、12月22日(火)午後5時をもって終了します。

確定申告(e-Tax)などで電子証明書をご利用の方で、平成28年の申告期間までに証明書の有効期間満了日を迎える方は、お早めに電子証明書の更新手続をお願いします(有効期間満了日の3カ月前から手続可)。

